

## 議案第52号

### 和解について

市の学校給食センター職員、辰美小学校並びに西淡中学校の教職員等が食中毒（ノロウイルス感染）被害を被ったことに関し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

#### 1 和解相手

住所 兵庫県南あわじ市阿那賀志知川14番地1

氏名 有限会社うめ丸 代表取締役 藤川 啓治郎

#### 2 被害内容

発生日 平成30年12月20日、21日

発生場所 兵庫県南あわじ市松帆古津路970番地76

「サンセットビューホテル けひの海」

被害内容 南あわじ市学校給食センター職員、辰美小学校並びに西淡中学校の教職員等が食中毒（ノロウイルス感染）被害を受けたことで、各施設内清掃及び塩素消毒作業と衛生消耗品の購入、また調理従事者の検便費用等が新たに生じさせられた。

#### 3 和解内容

- (1) 相手方は、本市に対して209,691円を支払うものとする。
- (2) 本市及び相手方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切

の請求、異議の申立て又は訴えをしないこととする。

#### 4 和解理由

本件は、本市の損害賠償請求に対し、相手方が全面的に応じることから、和解しようとするものである。

(別紙)

「けひの海」による食中毒（ノロウイルス感染）に伴う弁償の  
ための積算額

区分	項目	金額	弁償額	備考
	弁護士費用	86,400 円	0 円	市負担
給食センター	正規職員人件費 (時間外勤務)	43,846 円	48,390 円	1/2 弁償
	嘱託職員人件費 (時間外勤務)	45,285 円		
	臨時職員人件費 (時間外勤務)	7,650 円		
	消耗品	8,288 円	8,288 円	弁償
	検便費用	128,304 円	128,304 円	
	検便郵送料	6,690 円	6,690 円	
西淡中学校	消耗品	9,268 円	9,268 円	
辰美小学校	消耗品	8,751 円	8,751 円	
	合計	344,482 円	209,691 円	

## 議案第53号

### 訴訟上の和解について

大阪地方裁判所平成27年(ワ)第12961号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月6日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

#### 1 事件名

大阪地方裁判所平成27年(ワ)第12961号損害賠償請求事件

#### 2 当事者

原告 南あわじ市

被告 株式会社遠藤秀平建築研究所

#### 3 和解内容

別紙「和解勧告書」のとおり

#### 4 和解理由

本事件については、大阪地方裁判所から和解勧告がなされたこと、また、この和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することなどを勘案し、和解しようとするものである。

平成27年(ワ)第12961号 損害賠償請求事件

原告 南あわじ市

被告 株式会社遠藤秀平建築研究所

## 和解勧告書

当裁判体は、頭書事件について、次のとおり、和解を勧告する。

### 第1 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として300万円の支払義務のあることを認め、これを平成31年〇月〇日までに、原告指定の口座に振り込む方法によって支払う。ただし、支払手数料は被告の負担とする。
- 2 原告はその余の請求を放棄する。
- 3 原告及び被告は、本件建物の設計・施工について、条例違反等他に瑕疵がないことを確認し、本件に関し、原告と被告との間に、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は各自の負担とする。

### 第2 勧告理由

#### 1 本件エントランス階段

- (1) 高齢者の利用も見込まれる本件会館の性質上、本件エントランス階段の最終形状については、原告において十分な検討を経て承諾する機会が与えられなければならなかったものと認められるところ、証拠調べを経ても、そのようなやり取りがあったと証拠評価することはできない。
- (2) 原告は、高齢者等利用者の安全に配慮して、本件エントランス階段の改良工事を実施し、その費用として、次の合計504万円を要したものと認められる。

ア 直接工事費 328万円

イ 共通費・設計監理費 176万円

2 湧水問題等

前記1(2)の504万円に消費額を加算した金額は544万3200円となるが、本件エントランス階段の変更等には、湧水問題で本件工事が大幅に遅延することとなった点などにも原因があり、本件エントランス階段の改修費を被告が全額負担するのは、公平ではない。

そこで、裁判所としては、上記金額のうち、300万円の支払を和解案として勧告する。

平成31年2月12日

大阪地方裁判所第10民事部合議係

裁判長裁判官 比嘉一美

裁判官 一藤哲志

裁判官 澤田博之